

外国為替と国際通貨(I) : 『国際通貨の理論』補遺

木下, 悦二

<https://doi.org/10.15017/4475254>

出版情報 : 経済学研究. 46 (4/5), pp.1-11, 1981-10-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

外国為替と国際通貨(I)

——『国際経済の理論』補遺——

木 下 悦 二

- I. 外国為替取引について
- II. 国際通貨の成立条件について (以上本号)
- III. 為替相場について (以下次号)
- IV. 価値の尺度と国際通貨の尺度機能
- V. 「国際通貨の流通根拠」論への疑問

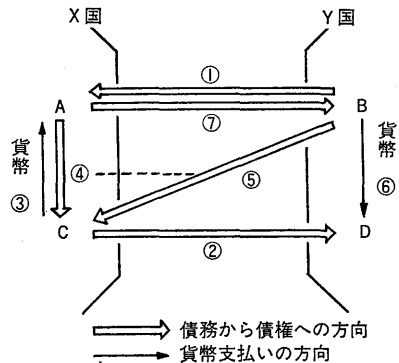
国際収支、外国為替、為替相場、国際通貨などはいずれも近代的国際経済に固有な諸範疇である。それゆえ、これら諸範疇を明らかにすることは、同時に国際経済の基本構造を明らかにすることに通じている。これら諸範疇を論じた小著を『国際経済の理論』と銘打ったのはそのためである。したがって、小著は決してモノグラフィの寄せ集めではなく、一貫した体系的な理論展開をなしていた。個々の指摘はいずれも相互に密接に関連している。

ところで、小著およびその準備のための諸論文で展開した外国為替、為替相場および国際通貨についての見解に対し、多くの人々からすでに様々の批判を蒙っている。ことに準備段階での論文に対する批判の中には、全体像を明らかにしていないため起ったものもみられる。いずれにせよ筆者の側からすれば、充分理解されなかったと思う指摘が多いので、本稿では理解を得られるように、より詳しく説明を加えてみようとする。ただ、小著で取り上げた小野朝男、川合一郎、村岡俊三、今宮謙二が外国為替や為替相場について自己の見解を体系的に展開しているのとは違って、本稿で取り上げた批判

者の多くはその見解の全体像が明らかでないで、論争形式を取るのを極力避けた。相手の見解に推測を混えた批判を加えるのは徒らに混乱を増すばかりであり、また相互理解にゆきつかない言葉尻を捉えた揚げ足取りに終るおそれが強いからである。本稿を小著の補遺としたのは批判に応える形で自説により進んだ説明を与えようと意図しているからである。

I 外国為替取引について

外国為替についての筆者の見解に対する批判は、とりわけ、外国為替取引における債権債務関係、ないしは参加者相互の責任関係を辿った分析に向けられる。それは外国為替を貨幣論次元で論じるか、信用論次元で論じるかの分れ目となっているからであろう。小著を参照していただく労を省くため、送金為替の場合についての説明を再録しておこう。



1) 送金人Cは受取人Dに対する債務②を決済するために、手形振出人Aに貨幣を支払③ってDに対する債務額に等しい額面のB宛の送金手形=支払指図書を受取る。この場合、CとAの関係はCがAに貸付を行ったことになり、AはCに債務④を負うことになる。

2) しかし、AはBに対して、その理由は何であれ、自らに代って貨幣の支払を指図しうる立場にあるのだから、そしてB宛の手形に対して支払を命じたのだから、Cの立場からすればA B間の関係がどのようなようになっていようと、C A間の債権債務関係④はC B間の債権債務関係⑤に引きつがれたわけである。

3) そこでCはこの送金手形をDに送り、DはこれをBに呈示して支払を請求する。BがAの指図通りにDに貨幣を支払った⑥とすれば、通常の約束手形の流通の場合にD C間とC B間の債権債務関係がBがCに代ってDに支払を行うことによって、すべての債権債務関係が相殺されるのと同様に、BからDへの「決済」⑥によって、②と⑤の債権債務関係が「相殺」されたのである。

4) ところで、C B間の債権債務関係⑤は前述のように、C A間の債権債務関係④を引きついだものだから、⑤が相殺によって消滅すると同時に④も消滅する。

5) しかし、BがAに代って貨幣を支払ったのだから、B D間の決済⑥の完了と同時に新たにB A間に債権債務関係⑦が発生する。これはAにとっては、実は、Cから貨幣の貸付け③を受けたことによって発生したC A間の債権債務関係④をAに代ってBが支払ったことから生じた債権債務関係の振替えであった。

6) もし、A Bにおいて、すでに債権債務関係①が存在していたとすれば、⑦の発生は同時に同額の①との相殺を意味することになる。しかしこの為替取引そのものの範囲からすれば、①の存在は本来枠外にある。この為替取引成立のために、必ずしも丁度同額のA B間の債権債務関係①がすでに存在していることを前提するものではない。①の債権額が⑦より大きければ、Bは貨幣=金を現送することになるだろうし、逆の場合にはAが貨幣現送を必要としよう。あるいは、両者の間でこの債権債務関係の決済を別の時期に繰延べることがあっても、上述の為替取引とはさしあたり関係がない。換言すれば、②

—⑦の取引は①から自立している。

7) もし、名宛人BがDへの支払を拒絶したとすれば、この手形はCに返送され、Cは手形振出人Aに対して手形金額およびその他諸費用の弁済を求めることになる、すなわち手形の遡及 (recourse) が起る¹⁾。

これに対する批判者の云うところを聞こう。

批判I。(寺園徳一郎)「取引がCの対A貸付けから始められると、その前に成立しているAの対B輸出債権①と、いまのCの対A貸付け債権④との、二つの債権を活用した相殺は次のように進行する。(i) Cの対A貸付け債権④は、Aの対B輸出債権①を媒体としてCの対B債権⑤に変態し(「引きつがれ」同著、122頁)、この⑤とCの対D輸入債務②とが相殺される。(ii)ここにおいて、Aの対C借入れ債務④はAの対B輸出債権①と相殺された。(iii)Cの対B債権⑤は、Bの対D支払⑥へ振替え決済されることで消滅する。したがって、相殺はAのもとで一回、Cのもとで一回、計二回となる。

いま、C→Aの貨幣移譲を売置、すなわちAの対B輸出債権①のCによる買取りとすれば、④は発生せず、以後の相殺は次のようになる。(a)Cの所有するAの対B輸出債権①は、この債権をCがDへ移譲することを介して、Cの対D輸入債務②と相殺される。(b)いまやDの所有するこの債権①に対し、Bは対A債務①をDへ振替えることによりD向けに決済する。したがって、相殺はCのもとでの一回だけとなる。

前者の貸付けのケースでは、A B間にもはや責任関係は残っていない。全取引は①—⑥で完了し、上記右図の⑦は余計となる。どうして、「②—⑦の取引は①から自立している」(同著、123頁)ことになるのであろうか?

後者の売置のケースでも、Bの対D決済によってA B間に責任関係はなにも残らず、それ故⑦に当る関係も発生しない。

A・Bを途中で為替銀行と見なおせば話は別であろうが。²⁾

1) 小著、『国際経済の理論』122—123 ページ。

2) 寺園徳一郎、『通貨の国際的関係』113-142 ページ。

この書物の第4章は全篇がマルクスの著作からの引用と筆者の見解との対比からなっている。そし

批判Ⅱ。（平 勝広）「近代的な為替制度の下では、たしかに、必ずしもAがBに対して債権を保有していなくても、A、B間の送金為替取引が行なわれることがありうる。A、C間の債権債務をC、D間に振替える取引（A→B）と、②③間の相殺取引（AとB）とが相対的に独立し、氏のいわゆる為替取引の二重化が生じるのである。だが注意すべきはそれには、いつでもAがBから必要ならば支払猶予等の形で金融をうけることができるという取引関係、具体的には当座貸越契約を含むコルレス関係の発展があってはじめて可能となっているということである。すなわち、「国際的信用制度の発展、したがって外国為替銀行間の密接な信用関係の確立した」段階においてのことなのである。木下氏はそういった高度に発達した段階での国際的な貸借取引とむすびついて行われるに至った外国為替制度を本来の外国為替制度としてとらえ、そこから為替取引が本質において信用論次元の現象であると主張されているように思われる。そうではなくて、元来、貨幣取引として成立した為替取引がその発展の中でいかにして貸付取引とむすびつくに至り、近代的な複雑で多面的な外国為替制度が確立してきたのかという視角からの考察が要求されよう。」⁴⁾

批判Ⅲ。（川本明人）「氏にあっては、CからAへの貨幣の引渡しは貸付であるということ、名宛人による支払拒絶の場合の、振出人の弁済義務（手形受取人の償還請求権）を根拠にして説かれているが、これは何よりもまず、送金人（手形受取人）保護のための法的形態であって、これをそのまま貸付の経済学的根拠とするわけにはいかないだろう。

さらに、A、Bの規定が、機能資本家なのか為替銀行なのかあいまいであるため、CがAに貨幣の引渡しうる根拠自体も不明であり、A、Bを為替銀行

と考えて、CからAへの貨幣の引渡しは貸付（銀行への貸付！）と規定しうるならば、なぜBからDへの貨幣の引渡し⑥が貸付取引と規定しえないのかという問題も生ずるのである。」⁴⁾

このように並べてみると明らかなように、批判点は次の二つである、第一は、「CとAの関係はCがAに貸付を行ったことになり、AはCに債務を負う」としているが、これは貸付けとはいえない。第二は、②—⑦の取引が①から自立しているというのはもともと①と②の相殺を説明すべきである次元に為替銀行の存在を想定したことになる。

1) 「売買」と「貸付」をめぐる

そこで第一の論点からみてゆこう。批判者の見解（の詳細）が明らかでないものが多いが、大きく分けて二つになるように思われる。一つはCとAの関係を売買と説く見方で、基本的には小野朝男の為替手形の売買とみる見解に通じている。たとえば寺園のいう「C→Aの貨幣移譲を売買、すなわちAの対B輸出債権①のCによる買取りとすれば、……。」がそれである。売買とはもともと商品交換ないし等価物の交換である。もちろん商品経済の社会では商品でないものまで商品として売買される。労働力がそうだし、株式もそうだろう。しかし、日常的に手形の売買とか、債券の売買とかいわれているものはこれとは異なる。単に商品取引として擬制されているだけであって、経済的本質は前者は商業信用の銀行信用による置換えであり、後者は貸付け、ないしその肩代りであって、信用取引である。寺園のいう「Aの対B輸出債権」のCによる「買取り」とはAの債権の肩代りである。送金為替が取立為替と異なるところは（寺

て筆者の見解がマルクスの見解からいかに離れているか浮彫にしようとしてされている。このような扱い方をして頂いたことは、筆者にとって誠に光栄といえるが、ただこの対比が単純な対比でなく、実際は寺園のマルクス解釈と筆者の見解との対比になっている。そして多くの箇所は象徴的な表現を用いられているので、寺園の真意については、いささか隔靴搔痒の感がある。ここでは到底すべてに答える紙幅をもたない。

3) 平勝広、外国為替取引とは何か、（『同志社商学第30巻第1号』、引用文中③は、筆者の⑥をD、C間債権債務関係⑥と貨幣の引渡し⑦と捉えたため、上図の⑦に当る。

4) 川本明人、外国為替取引と信用、（『経済科学』第27巻第3号）

園のように考えると何の区別も起らないが)、始動するのが債権者でなくて債務者だということである。そこで、前掲の図でいえば、CがAにまず貨幣を引渡す行為はCとAの間に債権債務関係を設定するためのものと捉えたのであり、その意味で「貸付け」としたのである。売買説の一つの論拠はこの貨幣の引渡しには返済を伴わないという点にあるようだが、むしろ、買い取るのはいかなる「商品」かをより掘り下げて問題にすべきであると考える。

平の議論はこの点ではより有意義であると考ええる。引用文中ではないが、平は貸借取引にもとづく債権債務関係(貸借的信用)と貨幣取引上の債権債務関係(寄託的信用)に分ける。この分類の基準は必ずしも明確ではない。銀行の預金は貨幣取引だというのだから、おそらく利子生み資本としての貸借から貨幣としての貸借を分けて、前者だけを「貸借」としているようにも取れる。しかし、一面では「商品流通に合体して行われる資本価値をめぐっての貸付取引—商業信用」を貸借的信用に含めているようなので、平の理論的操作は信用=債権債務関係のなかから、かれの考える信用論の枠内に入る部分(商業信用と銀行信用)と、貨幣論に入れる部分(貨幣取引にもとづく債権債務関係)とを分けるためのものであろう。しかし、平のいう「寄託的信用」もたとえば銀行の貸金庫のように純粹の「寄託」ではなく、銀行が預金者の預金を自己の責任で運用している限り、銀行と預金者の関係は貸借関係であろう。したがって、「寄託的信用」も信用である限り、信用論に含まれるとみるのが適当であると考えられる。さらに、商業信用状や債券発行引受けのように原則として金銭の貸借を伴わない引受け信用ももちろん信用論に含まれる、と考えている。

2) 国際的相殺と外国為替取引

第二の問題点は、批判者に共通しているのは直接的な相殺取引をモデルとして想定して分析をはじめていることである。その上で為替銀行が外部から持ち込まれるという理論手続きになっている。このことは信用論次元で為替論を展開しようとするかみえる海保や大杉にも共通している。

批判IV。(海保幸世)「木下説の核心は、甲国輸出者Aと乙国輸入者Bの債権債務関係①を前提しながら、外国為替取引は①から自立し、④が①と無関係に⑤にひきつがれ、新たな⑦の発生をみる点にある。この新たな⑦の成立こそ個別取引から国民経済的規模での取引への、そして純粹な為替取引から純粹な為替相場=銀行間電信相場への媒介環であると同時に、C・A間の③が貸借取引であることの積極的な論理的根拠として位置づけられている。しかしそれは、CからAへの「貨幣貸付」はA・B間の信用関係①とは本来的に無関係とされるのであるから、その取引は信用代位ではなく、輸出者Aが自己の対外債権の回収=輸出商品の価値実現と無関係に輸入者Cから貨幣を新たに借入れることを意味する。そして究極的にはC・D間の国際的債権債務関係②がA・B間の国際的なそれ⑦に振替えられただけであって、その限りでは「原理的」・「基礎理論的」に金輸送費節約=「世界貨幣の節約」にならない。これらの問題は、輸出入者A・Bが為替銀行から単に逆算的に規定されるという方法論的混乱に起因する。」⁵⁾

批判V。(大杉賢明)「木下教授の為替取引のこの段階でのポイントは、国際的な債務者CがA(手形振出人)に対して、貨幣を貸付けることによって、この為替取引の出発点が与えられ、①の存在を前提する必要のないことを強調することによって、ますます、為替取引の基底要因は、CがAに対する貨幣貸付になり、「信用代位」もそのことによってなしうという理論構成になっている。これは送金為替であるからといってすませておられる問題ではない。なぜなら、この基本的構造は教授の言を借りれば、取立為替にも貫徹していくからである。

5) 海保幸世、わが国における外国為替論、『信用と外国為替』111~112ページ。

そうすると、そもそも、教授もあげられるように為替取引のは、隔地間の債権、債務関係を同一地域内のそれに振り替えるという側面とこのことはどう関連して整理すべきなのかという問題が論理整合的にとかれることがあらためて問題とされよう。⁶⁾

外国為替は国際的相殺なしには成立しない。だが、外国為替取引は国際的相殺それ自体を目的とするものではない。資金調達のための借入手段として、あるいは為替相場変動を利用した投機的手段として外国為替が用いられるような場合を別にしても、外国為替取引の本来的目的は個別資本の国際的決済、すなわち債務弁済のための送金ないし債権取立にある。国際的相殺は取引の結果である。このように言うのは、直接的な国際的相殺を目指す取引としては、求償取引とか、オープン・アカウントとかがあり、国民経済的規模でのものとしては清算協定を含む双務協定貿易方式があるからである。これらと外国為替取引が決定的に違う点は国際的相殺を直接的には前提しないことにある。

国民経済相互間に発生する債権債務関係は広い範囲において相殺可能とみてよいであろう。もちろん、常に相殺可能であるわけではないので、国際的なこの債権債務の差額をその時々時点て決済してゆくとすれば、世界貨幣＝金の現送以外にはない。直接的相殺を前提とするオープン・アカウント方式のような場合に差額が残ったならば、この処理のため、延払いなど別途の取極めが行われる。これらとは違って、外国為替取引はもともと国際的相殺を基礎として成立した取引であるにもかかわらず、この相殺にあえて拘束されないのが特徴である。国際的債権債務の相殺と残高処理を同じ外国為替取引

の中で行っているといってもよい。この特徴を直接的な国際的相殺を前提して論じたのでは、国際的相殺の説明にはなっていない、そのなかの一つの特殊な取引形式である外国為替取引を論じたことにはならないであろう。

批判者たちと筆者との問題意識の相違を別の角度から取り上げてみよう。

直接的な国際的相殺を前提している批判者たちの想定する理論モデルは次のようになる。輸出者Aが輸入者B宛に取立為替を振り出す。Aと同国内のCが、Bと同国内のDに対して持っている上記取立為替手形の額面と同じ金額と同じ決済日の債務を決済するために、この手形を購入し、これをDに送って、Dがこの手形をBに持ち込んで支払ってもらおう、というのである。このような為替取引形式が長い外国為替の歴史の中で限られた範囲ながら存在したことを否定するものではない。しかし、これをもって近代的な外国為替の説明であるとなれば承服しかねる。少くともこれは直接的な国際的相殺の説明であって、間接的に国際的相殺を時間的空間的制約を越えて押しすすめるという近代的な外国為替取引の特徴を捉えていない。直接的な国際的相殺を前提する限り、為替銀行は外国為替取引に内包する論理から導き出されるものではなく、取引の基本的論理とは全く無関係に外部から持ち込まれる。そのような持ち込み方では直接的な国際的相殺という前提を崩すこともできないので、せいぜい媒介者ないし取引集中者として位置づけられるにとどまる。これでは様々な国際的信用を取り込んだ為替銀行の独自の相殺取引を解明する契機を見出せないであろう。また、直接的な相殺を前提すれば為替平価で充分で、為替相場成立の余地はあるまい。為替相場は、国際的相殺と、相殺不可能な債権債

6) 大杉賢明，国際金移動の研究（北海道大学「経済学研究」第26巻第4号）

務残高の処理とが外国為替取引の中に一体化しているところから生まれているのである。そしてこの一体化は為替銀行が現われてはじめて生じるものではなく、外国為替取引に本来的に具わっている特徴であると考えられる。

これまで述べたところでも、ある程度理解されたものと思うが、筆者の問題意識は近代的な外国為替の成立の論理を明らかにするところにある。外国為替のあれこれの機能はおそらくかなり古い歴史時代にまで遡りうるものであって、このいわば原型としての外国為替は様々の手形取引や両替え、あるいは信用状などの取引のなかに複雑に絡み合って発展してきたのである。これが外国為替として近代的な姿で析出され、独自の範疇として確立するのは一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけての頃であったのであろう。そこでこの析出の論理を外国為替取引のメカニズムの中で明らかにしようというのが、筆者が自らに課した課題であった。そのことを理解していただければ、「本来の為替取引」から相殺取引が自立化してゆくことの意味が理解されるものと思う。そしてこの相殺取引が精緻な取引技術と制度とをつくり上げてきたのであって、今日世界に流布している外国為替論はほぼ為替銀行視点から書かれているのはそのためである。筆者が「純粹の為替取引」と名付けたのはこの事態に若干の皮肉を籠めてのことであった。それゆえ、大杉が、筆者の扱い方を、「本来の為替取引」を受動的立場に立たせ、「純粹の為替取引」に決定的意味を持たせたとして、これは論理の「逆倒」であると非難しているけれども、それは論理の「逆倒」ではなく、むしろ現実の「逆倒」なのである。そのことの生まれる契機を外国為替取引の基礎的メカニズムの中から探り出したのである。

3) 貨幣流通上の「純粹に技術的な操作」について

第三の問題点は、信用論次元で外国為替を扱うことに反対する批判者は、『資本論』第三巻第十九章「貨幣取引資本」でマルクスが取りあげている信用を捨象した貨幣流通上の純粹に技術的な操作としてこれを扱おうとしていることである。いわばこの章を典拠として信用論次元説の批判を展開しようとしている。そこで問題になるのは、この章をどのように読むかである。

「この章をどのように読むか」というのは、周知のように議論が多い章だからである。ここでこの章をめぐる論争そのものに立ち入ろうとは思わない。ただ、理解が分れる根拠は次のところにあると考えている。マルクスは、商品取引資本をもつて資本の流過程における商品資本の運動が自立化したものと捉え、これとの対比において貨幣としての運動が自立化して貨幣資本の形態をとったものが貨幣取引資本であるとしている。両者の最大の相違は、発展した資本主義社会では商品取引資本がその役割を純化した近代的商業資本としての姿で存在するのにひきかえ、貨幣取引資本の方は、資本主義が発展すればするほど、資本の流過程での役割の自立化した本来の姿では存在しなくなるということである。貨幣取引資本はむしろ信用制度の一翼を担う銀行業の姿で、その業務の一部としてのみ存在するようになる。銀行はそれゆえ近代的な発展した貨幣取引資本である。貨幣取引資本が自立化する契機となったのは、資本の流過程で貨幣が行う純粹に技術的な諸運動、すなわち貨幣の支払と出納、差額の計算と決済、当座勘定、貨幣の保管などであるが、このもっとも本源的な姿での貨幣取引業は両替商および地金取引業であった。それは貨幣がその

本源的な姿である地金および金属鑄貨の形で流通過程に登場するのは、資本制生産がなお未発展な前資本主義時代ほど著しかったからである。もともと貨幣取引業は貸借や信用取引とその発端から結びついていた⁷⁾ものの、前期的資本としての貨幣取引資本は、貨幣流通上の純粋に技術的操作という本源的な業務により限定されていたから、他方で利子生み資本は高利貸資本として存在したのである。それに引きかえ、近代的な利子生み資本の自立化した資本姿態である銀行は貨幣流通上の技術的操作と信用取引との結合の上に発展して来た。換言すれば、銀行は、本源的な貨幣取引業が信用取引を取り込むことで生まれて来たのであって、決して高利貸資本から発展してきたものではない。

マルクスが貨幣取引資本の章で説いたのはそれゆえ近代的な銀行資本の成立を資本の再生産過程とは無関係にその外部から持ち込むのではなく、その内部から析出されたものとして説くためのものであったと考える。そのために、あえて信用を捨象してまず貨幣取引業の自立化を論じ、その上で「利子生み資本ないし貨幣資本の管理が貨幣取引業者の特殊な機能として発展する」⁸⁾と説いたのである。「貨幣取引資本」の章では信用の論理的捨象を強調しているが、貨幣流通の技術的操作が近代的銀行業の業務としては貸借の業務や信用の取引から切り離されて並置的に行われているとは必ずしも言えない。むしろその多くは貸借や信用操作と不可分に結びついている。この組み込まれる契機に注目したい。たとえば、預金は、貨幣取引業が貨幣の収納と支払を代行すると捉えるなら、純粋に技術的操作と受け取って良いかに見える。し

かし、マルクスも、信用が流通手段の流通速度を高める例解として、「Bによる取引銀行業者への預金と、この銀行業者によるCのための割引と、Dによる取引銀行業者への預金と、この銀行業者によるEのための割引という四つの信用操作によって媒介されている」⁹⁾と述べ、銀行への預金もまた信用操作としている。もし平のいうように預金を単に銀行への貨幣の寄託として信用取引から切り離してしまえば信用創造は説明できなくなるものと思う。

ここで主張したいことを別の角度からいえば次のようになる。

マルクスは「貨幣取引資本」の章で、信用を全く捨象して、貨幣流通上の純粋に技術的操作を論じようとしている。たしかにわれわれも、信用取引と深く絡み合って近代的銀行業として発展している貨幣取引資本についても、純粋の技術的操作だけを同じような論理的抽象によって観念的に抽出することはできるであろう。しかし、それは近代的銀行業の業務の中で、信用取引と、この貨幣の技術的操作とが混り合わない業務の形で並行的に行われることを意味しない。信用が発展した下では、端緒的には純粋の技術的操作であったものが信用の助けを借りて発展し、実際の業務の上ではほとんどの場合に切り離し難く結びついている。現実にも両者を切り離すことが出来るのは、まだ金属貨幣の流通が支配的であった時代、したがって近代的信用制度が未発展の時代である。それゆえ、マルクスもこの章での論証には前近代的な両替商や地金取引業を持ち出さねばならなかったのだといえる。たとえば、支払手段としての貨幣の運動は正に貨幣の技術的操作の対象として扱うべきものといえよう。しかし、支払手段としての貨

7) マルクス『資本論』第三巻。大月版全集訳第26巻a, 399ページ。

8) 同書。訳, 506ページ。

9) 同書。訳, 第26巻b, 667ページ。

幣は商業信用を抜きにして存在するものではない。そして、この商業信用は銀行信用と結びついて、近代的信用制度の根幹をつくりあげる役割を果たした。それゆえ「支払手段としての貨幣の機能、すなわち信用制度の機能」¹⁰⁾ といった表現がみられても何ら不思議ではないのである。為替取引についても、国際的な送金や取立そのことは貨幣取引上の技術的操作にすぎない。とはいえ、それを支える為替取引が諸資本相互間の信用操作によって組み立てられ、やがて固有の信用制度にまで発展するに至ったのである。すなわち、外国為替取引は目的からいえば国際的支払の技術的操作であるとはいえ、それが信用操作によって支えられているところに特色があるのだから、信用関係を抜きにした為替論など凡そ無意味な論理的抽象であると考えてるのである。

II 国際通貨の成立条件について

「国際通貨」とは国際決済手段一般を指すものではなく、「支払手段としての貨幣の機能にもとづいて発展した信用貨幣の一種で、特定国に対するその国通貨建貨幣請求権をその実体とし、これをもって第三国間貸借の決済にまで用いられるに至った」¹¹⁾ 独自の範疇であると、筆者は考えている。このような概念設定に立つて、この国際通貨の成立条件を次の三点に求めた。

第一に、ある国が世界的規模での物的再生産の中心国としての位置を占め、この国の通貨建手形により三国間貿易を含め広く国際貿易の集中決済が行われるようになったことが、この国の通貨（正確にはこの国の通貨建流動性債権）が国際通貨となる第一の条件であると考えている。第二に、これを可能にする

ためには、この国における豊富な貨幣資本の蓄積があって、世界的規模での信用供与能力をもつということ、換言すれば、有力な国際金融市場が存在していなければならない。第三に、決済資金の借り入れのために、世界的に信用のある有力銀行の銀行引受けの手段が発達して、これが上述の二つの条件を結びつける媒介環の役割を果たした。²⁾

これに対して、二つの側面から批判を蒙っている。

批判VI。(楊枝嗣郎)「問題なのは、第一に、国際金融市場の成立が現実的条件であると述べるのではなく、なにゆえに中心国に国際金融市場が形成されてくるのかを説くことであって、それを前提してしまえば、中心国国民通貨が国際通貨となるのは当然であって、いわば論証されるべきことを前提に議論することになろう。第二に、基礎的条件と現実的条件をつなぐものとして引受信用をあげておられるが、この引受信用自体、現実的条件に立脚していることを考えるならば、これら三つの条件の連関を説かれないまま個条書的に並べられるのはどうであろうか。」³⁾

まず第二の論点である三条件を個条書的に並べているにすぎないという批判は筆者にとっては納得ゆかぬところで、小著全体をその分析にあてているといつてよく、三条件にまとめたのはその結論部分だからである。引受信用の役割についても、詳しく分析したつもりであって、その分析そのものが二条件の媒介機能の具体的な説明になっていると考えている。楊枝と筆者との間での理解の壁が何処から来ているかといえば、それは国際通貨にしても、国際金融市場にしても、同じ言葉を用いながら、その概念内容が異なるところから来ているのであろう。筆者は、さきに掲げたように、「第三国間貸借の決済に用いられるようになった」中心国通貨建

2) 同書。230 ページ

3) 楊枝嗣郎、国際通貨と信用創造『金融学会報告』48, 84 ページ。

10) 同書。訳、第26巻a, 349 ページ。

11) 小著『国際経済の理論』210 ページ。

流動性債権を国際通貨の実体と考え、歴史的にみれば端的には様々の形で存在していたにせよ、一九世紀末に至って確立した国際経済に独自の範疇と理解している。三条件もこのような国際通貨の成立条件として掲げているのである。もし、国際通貨を別の内容のものとして理解するならば————、同一名称で呼んでいるにしても、その成立条件が異なるのは当然のことである。つまり、問題は成立条件にあるのではなく、「国際通貨」として如何なる内容を概念化しているか、であろう。ここに今日の論争問題の焦点がある。

楊枝の第一の批判点は、国際金融市場が成立しているというのは、その国の国民通貨が国際通貨になっていることを指すのだから、国際通貨の成立を説くには、どうして国際金融市場が成立したかを説かねばならない。それをはじめから国際金融市場が成立していると前提している、というのである。これに対しては、国際金融市場があれば、いずれの国であれ、その国の通貨は国際通貨であるのか、と反問してみよう。実はこれが筆者の出発点における問題意識だからである。すなわち、「国民通貨ドルが金に裏付けられて国際通貨となった」という当時のオーソドックスなマルクス派の理解に対し、六〇年代はじめまでの世界貿易の三分の一は交換性のないポンドによって決済されていた反面で、当時の代表的な硬貨であったスイス・フランが国際通貨としてなぜ機能しないか、という点にあった。チューリッヒは代表的な国際金融市場であるのはまぎれもない事実である。また、パリも、フランクフルトも、代表的な国際金融市場であろう。もちろん、現在ではシンガポールや東京もそういえよう。こうしてみると、国際

金融市場が存在するということが、筆者のいう意味での「国際通貨」が成立しているということとは同じではないのである。一九世紀においても、パリはロンドンと並ぶ国際金融市場であった。その上、たとえば、ナポレオン三世時代にあれほどフランを国際通貨とするために努力したにもかかわらず、フランは決してポンドに比肩する国際通貨にはならなかった。したがって、ある国の金融市場が国際的な授信能力があるというだけでは、その国の国民通貨が国際通貨になるわけではないと考える。もちろん、ひとたび国際通貨となれば、国際金融市場としても飛躍的に発展し、その市場構造もこの機能に適合するように編成されてゆくことはいうまでもない。この因果関係は密接に絡んでいるだろうが、イギリス型の国際金融市場の成立史を探ることが、範疇としての国際通貨を明確にすることと同じものではないと考える。

批判Ⅶ。（西村閑也）「木下氏は、国際通貨成立の条件のみに注意を集中され、そして金との固定的比率での交換性は、その条件ではないことを力説されるあまりに、国際通貨の価値の安定性が、その準備通貨機能にとってばかりでなく、取引通貨機能にとっても、一つの前提条件であることを、指摘するのを忘れられているのではないだろうか。木下氏が、この点を無視しているわけではないが、明示的にこの点をも条件の一つに入れておかれるべきであったのではないだろうか。国際通貨の価値安定を保証する最もよい方法が金との交換性であることはいうまでもない。金交換性が失われ、変動為替相場制に移行した後で、国際通貨の実効為替相場が急激かつ大幅に変動するような場合には、国際通貨は、国際通貨としてとどまることができなくなるであろう。なぜなら、そのような場合には、先物取引の利用が不可能になり、したがって国際通貨建取引のリスクを排除しえなくなるだろうからである。ということは、逆にいえば、国際通貨の相場変動が、モダレートである限り、国際通貨と金との交換性が存在しなくとも、国際的取引の決済手段としての国際

通貨の機能には支障は生じないということである。そして、さらにそのことは、短期間をとれば、国際通貨一単位の代表金量には、大きな変動がないということでもあり、又、それ故に、国際通貨を用いての国際取引を、ほぼ円滑に行ないうるということでもあろう。⁴⁾

西村は、三条件は良いとして、価値安定の保証をいま一つの条件として入れるべきであるというのである。おそらく、このように価値安定が保証された国際通貨がもっともスムーズにその機能を果すであろうことには全く異論はない。ことに国際通貨の成立過程を考慮すると、金交換性が重要な条件であったという点も承服したい。しかし、変動相場制下の今日的な問題として、西村がこの価値安定の保証を欠くことができないことの根拠として、国際通貨の実効為替相場が急激かつ大幅に変動する場合には、先物取引の利用が不可能になるからとしているのは、二つの点で納得できない。一つは、実効為替相場の激変と先物取引の不可能との関係であり、いま一つは、為替相場の激変によって先物取引は利用不可能となるかである。

国際通貨の実効為替相場をもって、各国通貨との為替相場をその国との貿易量によって加重平均して得た指数と理解するならば、これはたとえばドルのそれがアメリカ経済にどのような影響を及ぼすかの指標ではありえても、果して国際通貨としての価値安定のそれでありうるかどうか疑わしい。少なくとも実効為替相場は各通貨間の為替取引量で加重平均されたものではない。しかし、そのことは譲っても、実効為替相場の急激かつ大幅な変動によってどうして先物取引の利用が不可能となるのだろうか。先物取引は国際通貨と個々の通貨間に、また主要な非

中心国通貨間に成立するだろうが、いずれの場合もパニックによる為替市場の閉鎖を除くと、為替相場がいかに激しく変動しても先物取引が行われるのではないか。ことに非中心国通貨間では先物の出合が取れぬことはあるかも知れないが、国際通貨に関しては起らないのではないか。まして、国際通貨の実効為替相場が激しく変動したからといって先物市場で先物相場の形成能力が失われるとは考えられない。そして、先物相場が形成されるという状態でさえあれば、変動の激しさは直先物の相場のスプレッドが上下何れかの方向に大きく開く形であらわれよう。そして金利裁定も起るので、直物相場が先物相場にひきずられることも起ろう。それにしても、個々の時点を取れば先物相場が立っている限り、国際決済上のリスクのヘッジは先物市場を利用して実行可能であろう。これが変動相場制下でも国際取引が梗塞しない理由であると考え。もちろん、プラント輸出のように決済期間が長期にわたり、先物取引が利用できない取引のリスク・マネジメントはより困難なので別途のヘッジの手段が講じられねばならないだろう。これが国際取引を困難にしているとの不満が聞かれるが、これが原因で国際取引が減少しているわけではなからう。したがって、激しい為替相場変動の下でも国際決済通貨としての役割に関する限り先物取引の利用不可能ということはないのではないか。それゆえ、先物取引の利用が不可能で、国際通貨の価値の安定が必須条件となるというのは、国際通貨の取引通貨機能ではなくて、やはり、準備通貨機能ということになる。たしかにドルの信認の低下は各国の公的準備のドル離れ、ないし多様化が起っているのは周知のところである。その意味ではたとえばドルが国際通貨に期待されているす

4) 西村閑也、不換ドルの国際通貨としての流通根拠、「経営志林」第17巻第2号、50ページ。

すべての機能を十分に果してゆくには、価値の安定の保証がなければならないという点には何の異論もない。価値安定の保証が十分でない、国際通貨の様々の機能に障害が起るからである。しかし、今日でも騒がれるほどドル離れが起っているわけではない。取引通貨として、とくに銀行間取引に関してのドルの役割は圧倒的に大きい⁵⁾。小著でも強調したように、国際通貨を国際通貨たらしめているのは取引通貨機能であって、準備通貨機能は副次的である。取引通貨として特定国通貨が役割を果しているならば、いずれの国もその一定額を運転残高として外貨準備に加えておく必要がある。それゆえ、資産価値保全の意味で準備の多様化を図るにしても限界があると考ええる。

ところで、同じ論文で西村は久留間健の見解を検討するなかで、「ドル相場の低下の速度が急激でない限り」⁶⁾との限定を置いて、先物市場が国際通貨としての機能を助けていることを認めている。そうしてみると、為替相場変動の速度についての判断が西村と筆者との間の理解の相違だろうか。為替市場のパニック状態を除いて考えると、筆者は一年間に数十%も上下する変

動はなお急激だと考えるのだが、西村はドルの実効相場が安定的に推移しているとしている。ことさらに隔りを強調するつもりはないが、いま少しつきつめてみよう。国際通貨の価値の安定を強調する西村は論文の末尾の註で、不換の国際通貨ドルの流通根拠を論じた平勝広の論旨に支持を与えている。平は「各国当局がドルと自国通貨との交換性を安定的に推移した」ことも流通根拠に加えるよう主張している⁷⁾。問題はこれが結果論なのかどうかであろう。変動為替相場制への移行後に周知のように各国のドル準備が増えている。この増加がすべて為替市場への介入の結果でないのはもちろんだが、相当量の介入が行われていたことは否めない。アメリカ以外の国々が行う介入がドルに国際通貨としての役割を保証するための介入であるより、むしろ、為替相場の変動が自国の貿易なり、経済過程なりに及ぼす攪乱的影響を緩和するためのものであったとみた方が妥当であろう。そのことは西村が注27で指摘しているところでもある。こうしてみれば、国際通貨としての存立にとってその価値安定の保証が不可欠の前提条件であると強調するのに躊躇しないわけにはゆかないのである。

5) ヨーロッパ諸国間貿易決済は輸出の自国通貨建が多い点については小著、236-37ページ、および深町郁弥『現代資本主義と国際通貨』286-292ページ参照。しかし、銀行間取引ではドルの役割が圧倒的に大きい（深町、同書。304ページ）。

6) 西村、前提論文、53ページ。

7) 平勝広、不換の国際通貨ドルの流通根拠、『現代の貨幣・金融』（竹村修一・荒牧正憲編）135ページ。